

木城町告示第15号

令和8年第3回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年5月29日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和8年6月5日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

矢野 哲也君	荒川 浩君
桑原 勝広君	中武 良雄君
後藤 和実君	甲斐 政治君
中竹 義一君	眞鍋 博君

○6月8日に応招した議員

矢野 哲也君	荒川 浩君
久保富士子君	桑原 勝広君
中武 良雄君	後藤 和実君
甲斐 政治君	中竹 義一君
眞鍋 博君	

○6月11日に応招した議員

同上

○開会日に応招しなかった議員

久保富士子君

令和8年 第3回（定例）木 城 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和8年6月5日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和8年6月5日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1) 議長の諸般の報告

①議長の会務報告

②例月現金出納検査結果の報告

③補助団体等の監査結果の報告

④議員派遣の報告

2) 町長の行政報告

①町長の政務報告

②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

③報告第2号 繰越計算書について（簡易水道事業会計）

④報告第3号 繰越計算書について（下水道事業会計）

⑤報告第4号 法人の経営状況を説明する書類について

（有限会社グリーンサービス・コスモス）

日程第4 議案第30号 木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第31号 木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第32号 木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第33号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第34号 令和8年度木城町一般会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第35号 令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第36号 令和8年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第37号 令和8年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第38号 令和8年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第39号 令和7年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について

- 日程第14 議案第40号 辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第15 議案第41号 農業委員会委員の任命について
日程第16 議案第42号 農業委員会委員の任命について
日程第17 議案第43号 農業委員会委員の任命について
日程第18 議案第44号 農業委員会委員の任命について
日程第19 議案第45号 農業委員会委員の任命について
日程第20 議案第46号 農業委員会委員の任命について
日程第21 議案第47号 農業委員会委員の任命について
日程第22 委員会付託の省略
日程第23 議案に対する質疑
日程第24 各常任委員会議案審査付託
日程第25 散会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
 1) 議長の諸般の報告
 ①議長の会務報告
 ②例月現金出納検査結果の報告
 ③補助団体等の監査結果の報告
 ④議員派遣の報告
 2) 町長の行政報告
 ①町長の政務報告
 ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
 ③報告第2号 繰越計算書について（簡易水道事業会計）
 ④報告第3号 繰越計算書について（下水道事業会計）
 ⑤報告第4号 法人の経営状況を説明する書類について
 （有限会社グリーンサービス・コスモス）
日程第4 議案第30号 木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第31号 木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第6 議案第32号 木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第33号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第34号 令和8年度木城町一般会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第35号 令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第36号 令和8年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第37号 令和8年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第38号 令和8年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第39号 令和7年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について
日程第14 議案第40号 辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第15 議案第41号 農業委員会委員の任命について
日程第16 議案第42号 農業委員会委員の任命について
日程第17 議案第43号 農業委員会委員の任命について
日程第18 議案第44号 農業委員会委員の任命について
日程第19 議案第45号 農業委員会委員の任命について
日程第20 議案第46号 農業委員会委員の任命について
日程第21 議案第47号 農業委員会委員の任命について
日程第22 委員会付託の省略
日程第23 議案に対する質疑
日程第24 各常任委員会議案審査付託
日程第25 散会

出席議員（8名）

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 矢野 哲也君 | 2 番 | 荒川 浩君 |
| 5 番 | 桑原 勝広君 | 6 番 | 中武 良雄君 |
| 7 番 | 後藤 和実君 | 9 番 | 甲斐 政治君 |
| 10 番 | 中竹 義一君 | 11 番 | 眞鍋 博君 |

欠席議員（1名）

- 3 番 久保富士子君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 黒木 宏樹君 議事調査係長 日高 真衣君
書 記 岩元 遙君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	森 水琴君	地域政策課長	平野 大輔君
建設水道課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	長友 三保君	福祉共生課長	壺岐 和寿君
町民課長	西田 誠司君	健康保険課長	濱砂 光章君
産業振興課長	藤井 学君	代表監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開会

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。定刻になりました。

ご報告します。3番、久保富士子君から看護のため欠席の届出がありました。

ただいまの出席人員は8名です。

ただいまから、令和8年第3回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和8年第3回木城町議会定例会の会期日程及び本日の議事日程については、6月1日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（眞鍋 博） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、桑原勝広議員、6番、中武良雄議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（眞鍋 博） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの7日間にいたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月11日までの7日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（眞鍋 博） 日程第3、諸報告を行います。

まず、議長の諸般の報告については、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告、議員派遣の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告に変えます。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告、次に、報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、次に、報告第2号繰越計算書について（簡易水道事業会計）、次に、報告第3号繰越計算書について（下水道事業会計）、次に、報告第4号法人の経営状況を説明する書類について（有限会社グリーンサービス・コスモス）、以上5件について、登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、令和8年第3回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には台風一過、梅雨入りと不安定な天気が続いている中に、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。日頃から議員の皆様には小さくてもキラリと光るまちづくりにご理解、ご協力、ご助言をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

本定例会におきましては、条例案4件、補正予算案5件、剰余金処分1件、辺地計画案1件、農業委員任命案7件、合わせまして18件の付議事件のご審議をお願い申し上げますとともに、報告を4件させていただきます。付議事件の内容につきましては提案理由のところでご説明させていただきますと存じます。

ご審議くださいまして議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に5点報告をさせていただきます。

1点目は、台風6号に関する対応等の情報であります。初めに、今回の台風により被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げたいと思います。木城町におきましては、風速15メートル以上の強風域に入りました。事前防災の観点から、31日からコスモス通信、木城町公式アプリで、台風への備えと防災気象情報や臨時休業

等について情報提供いたしました。2日午前6時に情報連絡本部、いわゆるA号配備を設置し、午前9時には災害対策本部、B号配備を設置し、同時刻に警戒レベル3の高齢者等避難を発令いたしました。木城学園をはじめ6か所に避難所を開設し、17世帯19名の方々が避難されましたが、3日には全員帰宅されています。午後8時15分には、災害対策本部から情報連絡本部へ移行し、同時に高齢者等避難解除を発令いたしました。3日午前7時には、情報連絡本部を解散したところであります。被害状況であります、木寺の砂防指定地で小規模の崩土がありましたが、人家等には被害はありませんでした。農林業関係でも現時点で大きな被害はないとの報告を受けています。

2点目は、ごみ袋のことについてご報告をさせていただきます。中東情勢の悪化に伴うナフサなど石油由来の原材料の供給不安の影響で、指定ごみ袋が品薄になっている状況が報道されてきております。木城町におきましては、年間14万袋使っております。現在の在庫は11万袋で、6月入札で今年度分を発注する予定としております。入札参加予定業者に確認をいたしましたところ、金額は多少上がるものの予定数量納入の方向で入札に参加するとの情報を得ています。そういうことで、木城町におきましては必要な指定ごみ袋の量は確保できているということをお知らせしたいと思います。なお、町民には必要以上のごみ袋を購入しないよう、冷静な消費行動を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和8年春の褒章で現消防団長の吉良清志氏が藍綬褒章を受章されました。2000年、平成12年に木城町消防団に入部され、2020年、令和2年からは消防団長に就任され、消防団員を統率し、消防防災活動に献身的に尽力されてきておられます。48歳という若さの団長での受章は、木城町にとっても消防団にとっても誇りであるとともに、日頃から地域防災の要として献身的にご活動いただいていることに敬意と感謝を申し上げたいと思います。今後も木城町の安心・安全と地域防災力の向上に尽くしていただきたいと思います。

4点目は、故・長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいておりまして、3月議会定例会以降の経過等であります。教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士に木城町の交渉代理人となっていております。当初12名の相続人でありましたが、このうち1名の方がお亡くなりになり、その方の相続人2名を加えますと、故・長友和吉様の相続人としては13名となっております。これまで13名の相続人に対して謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきております。これまで9名の相続人に賠償金を支払い、和解契約を締結しております。残りの4名の相続人につきましては、今後も引き続き謝罪と賠償金をお示しした上で、和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

5点目は、令和6年6月18日付で、原告久保富士子氏より、議会設置者である町長、被告木

城町長半渡英俊に対して損害賠償請求事件の訴状の件であります。

内容は、町議会及び町議会議長がその権限を逸脱して、違法な懲罰処分等をなしたことに對する精神的苦痛と、これに對する慰謝料総額１７６万円を請求するというものです。町といたしましては、訴訟代理人弁護士に近藤日出夫弁護士、近藤央国弁護士、松岡孝浩弁護士をお願いをし、肅々と対応してきております。

３月議会の定例会以降の経過等ではありますが、第１２回損害賠償請求事件では、４月１５日に久保富士子氏に對する本人尋問、甲斐政治氏、眞鍋博氏に對する証人喚問が宮崎地方裁判所でありました。

今回は、７月１日午後１時１０分から宮崎地方裁判所において判決言い渡しが行われる予定となっており、判決内容を精査した上で、今後の対応を検討していきたいと考えております。

状況によっては、皆様方に招集をかけていただきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

３月議会定例会以降の政務について、お手元の政務報告により報告させていただきます。

１ページをご覧ください。

初めに、議会開催中の３月１３日でありましたが、議会のご配慮を賜り、眞鍋博議長にもご出席をいただき、みどりの杜木城学園の第３回卒業式が執り行われました。５０名の卒園生は３年間にわたって、「第１回」、「初めての」という冠がついた行事がたくさんありましたが、笑顔を忘れず明るさいっぱい、仲間との協力や団結力で努力、挑戦されてきたことに感動したこと、そして何よりも、みどりの杜木城学園の礎を築かれてこられたことに感謝の意を述べさせていただきました。

次に、１８日ではありますが、九州医療科学大学から感謝状を贈呈していただきました。

２０１６年、平成２８年６月から、医療、福祉、保健の分野で高度な研究、教育能力を有する九州医療科学大学とは、ウィン・ウィンのよきパートナーとして、地域福祉、包括的支援事業の展開、地域づくり、大学生による参加支援事業等に取り組んできました。木城における課題解決、活性化、地域創生に大きな貢献をいただいていることに感謝を申し上げます。

次に、２７日には、木城町消防団の辞令交付式が行われました。

令和２年６月から団長として消防団を統括されてきておられます吉良清志団長に、引き続き消防団長に任命いたしました。吉良団長からは、新部長に對して辞令交付がなされました。席上、功績章として、重永建二副団長に日本消防協会長表彰、日本消防協会の勤続章として、第１部の鍋倉貴行団員、第２部の押川文弘団員、第９部の長友寿満団員にそれぞれ表彰伝達いたしました。

現在の団員数ではありますが、条例定数１６０人に対し、１１９人となっております。

4月1日でございます。年度始まりの日でございましたので、議会、教育委員会など関係機関団体に年度始めの挨拶を行いました。

めばえ保育園の入園式は、新しい仲間16名を迎えて、56名でのスタートとなりました。園児には、1つ目に早寝・早起き・朝ごはん、2つ目に毎日たくさん遊んでみんなと仲良くしましょう。3つ目に、挨拶や歌も大きな声を出しましょうという3つのお約束をさせていただきました。

ちなみに、どんぐり保育園は32名のスタート、のゆり幼稚園は41名のスタートとなりました。

次に、委嘱状交付であります。任期満了に伴う、木城町交通指導員に本田則行さん、丸山貞夫さん、中村清人さん、柄本美利さん、石井隆さん、安藤竜一さんに委嘱状を交付いたしました。

任期は、4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっています。

午後からは木城町多世代交流センター、愛称t o c o t o c oの開所、落成式を執り行いました。児童館及び放課後児童クラブを中心に、多世代交流、子育て支援の拠点施設として、あらゆる世代の住民同士が支え合う持続的な地域コミュニティを育む場所として、また、各種活動や交流イベントを通じて、多様な人、多様な世代が活動できる場として活用してまいります。さらには、福祉避難所としても利用が可能ですので、災害時の安心・安全な生活空間、環境として利活用してまいります。

次に、2日ですが、常日頃からご指導、ご助言いただいております県知事はじめ、県庁幹部及び県商工団体連合会、県治山林道協会など関係団体を表敬訪問し、年度初めの挨拶を行いました。年始挨拶及び年度初めの挨拶を行っている市町村は珍しく、木城町の存在をアピールでき、関係者から力強い応援をいただいたところであります。

2ページをご覧ください。

10日です。みどりの杜木城学園の第4回入学式が行われ、黄色い通学帽子を授与し、お祝いの言葉を述べさせていただきました。新入生には、早寝・早起き・朝ごはん、3つそろえば無敵のパワー、そして仲よきことは美しきことかなの、はなむけの言葉を送りました。なお、31名の新入生を迎え、全校生徒数は443名です。

3ページをご覧ください。

24日でございます。令和8年度の第1回目の行政事務連絡員会及び自治公民館長会議を開催いたしました。令和8年度は、1点目に、防災、減災、老朽化対策の取組を通じた安心して暮らせる町。2点目に、生活環境や住みよい地域を推進しての新たな元気を創出する町、3点目に、子育て支援の充実と子供を産み育てやすい環境整備を通じた未来を託す子供たちが輝く町、4点目に、地域医療体制の安定確保と住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的な支援サービスを通

じた生きがいと健康寿命を高める町という4つの視点から、持続可能な、そして小さくてもキラリと光るまちづくりの取組を着実に進めていく決意を申し上げました。

次に、5月10日でございます。

第25回宮崎県障がい者スポーツ大会が、KUROKIRI STADIUM及びひなた宮崎県総合運動公園、宮崎県プールなどを会場にして開催されました。本町からは、新しくできましたKUROKIRI STADIUMの会場で、1,500メートル走に吉岡雄輝さん、ソフトボール投げに坂東保子さん、小城善子さんが出場され、3人ともそれぞれの種目で銀賞に輝かれました。前向きな心持ちで参加され、参加されていた方々と楽しく交流されていたお姿に感動いたしました。

次に、12日から上京し、13日は砂防会館での道路整備促進期成同盟会全国協議会総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席し、道路ネットワークの機能強化、道路の安全・安心の確保に向けた老朽化対策と必要な予算、財源を通常予算とは別枠での確保に向けて、積極的な要望活動を展開していくことを決議いたしました。

翌14日から15日まで、福島県矢祭町で開催されました第30回全国小さくても輝く自治体フォーラムin矢祭町に職員4名と共に参加いたしました。

地域の価値を生み出す小さな自治というテーマで、小さくても輝く矢祭町に参加された方々と意見交換をしながら交流をしたところであります。

矢祭町は全国に先駆けて合併をしない宣言をされ、自主自立のまちづくり、自治体への寄附制度、在宅福祉、山村留学制度など、40数年前から時代の流れの一步先を築く地域づくりをなされてきております。先駆的な事例を参考に、今後も引き続き、適疎のないないの町からあるあるの町に向けて小さくてもキラリと光るまちづくりを進めてまいります。

次に、17日ですが、みどりの杜木城学園の第4回運動会が開催されました。スローガンは、「みんなで1つ～勝ち負けをこえて深まる絆～」で、一致団結した、心に残る感動的な運動会だったと思っています。そして、まさに義務教育学校ならではの、小中一貫教育と異学年交流のよさが随所に現れた運動会でありました。

次に、18日から20日まで、6月補正予算査定及び政策調整会議を行いました。6月補正予算の査定結果につきましては、今議会に補正予算の議案を提案しておりますので、ご審議を賜りたいと思います。

政策調整会議につきましては、令和8年度の重点施策の取組として、1点目に安心して暮らせる町、2点目に新たな元気を創出する町、3点目に未来を託す子供たちが輝く町、4点目に生きがいと健康寿命を高める町に向けての挑戦、取組のための政策調整会議です。

政策協議を行うことにより、各課における重点事業の執行状況と課題の共有を把握することが

でき、有意義な協議の場となっております。そして、こういった課題に、前向きに取り組んでいる職員に敬意を表しますとともに、頼りになる誇らしい職員がいることをうれしく思っております。

次に、19日です。給付付き税額控除に係る県市町村の意見交換会がオンライン形式で開催されました。現在、政府の社会保障国民会議、有識者会議において、給付付き税額控除を中心とした議論が行われており、河野知事が地方代表として参画をされております。

私からは、令和2年の定額給付金、令和6年の定額減税、そして今回は、給付金と税額控除をするという方向となっておりますので、過去の給付実務を踏まえた上で、過大な事務負担が生じないようにシンプルな制度設計の声を届けてほしい旨の発言をしたところであります。

同じく19日ではありますが、木城町シルバー人材センターの解散総会が行われ、会員の減少と高齢化、運営の厳しさ等から、令和8年3月31日付をもって解散に至った旨の報告がありました。町シルバー人材センターは、1997年、平成9年3月に設立され、初代理事長平林洋一氏、第2代椎敏夫氏、第3代大山財三氏、第4代税田宏俊氏、第5代、現在の杉尾康雄氏まで29年にわたり高齢者に就労の機会を提供し、会員の生きがいくりの場として、また健康維持の場として活動されてきました。生涯現役のお姿で地域を支えていただいたことへの感謝を申し上げ、これからもお元気でお過ごしいただきたい旨を申し上げました。

現在、木城ふるさと振興協会、中之又振興共生合同会社、高鍋町シルバー人材センターから受入れの申出が出ているところであります。

4ページをご覧ください。

次に、21日です。佐藤弘之副知事が木城町の行政視察に来庁されました。

副知事には、松尾ダムの管理状況、石河内高城高鍋線及び東郷西都線の道路進捗整備状況、中之又地区の地域再生事業等を視察していただき、夜は佐藤副知事、宮崎県道路建設課の椎葉課長、高鍋土木事務所の相川所長及び三角工務課長と意見交換を行いました。道路メンテナンス事業及び社会資本整備総合交付金によるインフラ整備の推進、未来へつながる地域づくり協創支援事業補助金による中之又笑楽校改修工事採択のお礼を申し上げ、引き続きの地域活性化と生活インフラの採択に資する支援と応援をお願いしました。

次に、24日日曜日に、えびの駐屯地創立45周年記念行事が開催されましたので、災害時における見える関係を築くために参加しました。通常の大規模な風水害のときは、木城町には都城駐屯地が派遣され、南海トラフ巨大地震発生時にはえびの駐屯地が派遣され、様々な災害派遣活動を行うようになっています。

災害時の災害活動がスムーズにできるよう、新田原基地、都城駐屯地、えびの駐屯地とは平時に顔の見える関係を築いてまいります。

次に、25日です。国土強靱化に関するセミナーが行われ、宮崎県知事、大分県知事、熊本県知事、気象庁地震火山部長、土木学会会長、国交省九州地方整備局長、本県3区選出の古川禎久衆議院議員など11名がプレゼンされました。国土強靱化の観点から高速道路を防災に生かしていくこと、南海トラフ地震に備え、高速道路ネットワークを促進していくことの大切さを改めて知ることができました。

また、九州地方整備局からは、九州道路啓開計画に基づく、南海トラフ地震九州東進作戦の説明があったところであります。

次に、26日です。自衛官募集相談員として中川原の犬飼弘一氏に、宮崎地方連絡本部長と木城町長の連名で委嘱をいたしました。自衛官志願者に関する情報等を行っていただきます。なお、任期は6月1日から令和10年5月31日までの2年間です。

次に、27日です。地方独立行政法人西都児湯医療センターの新しい理事長、天野正宏理事長が就任挨拶のため来庁されました。日頃からの夜間急病で町民の命を守っていただいていることに感謝を申し上げた上で、救急医療に関して脳や心臓疾患の専門医の確保と医療体制の充実をお願いいたしました。

次に、28日です。九州治水期成同盟連合会の定期総会がシーガイアで開催され、小丸川治水期成同盟会会長の立場で出席いたしました。

大会では、治水関係事業の整備促進、防災・減災、国土強靱化の取組を推進していくことと、治水関係予算の増額と財源確保に向けて、国会議員、国土交通省、財務省に要望活動することを決議いたしました。

次に、29日から30日まで上京し、小丸川治水期成同盟会会長の立場で、全国治水期成同盟会連合会の講演会及び通常総会に出席しました。会長は脇雅史元参議院議員で、229団体が加盟をしております。なお、顧問には本県3区選出の古川禎久議員が就任されています。治水・利水事業の推進のため、地方治水大会や治水事業促進全国大会等を開催し、国会、政府並びに関係機関に対し、強力に要望活動を行っています。

次に、6月1日ではありますが、40回目を迎えました木城町福祉スポーツ大会が体育館で開催されました。台風6号の関係で、午前中だけでの開催となりました。眞鍋議長をはじめ、議員の皆様のお応援もいただいて、軽スポーツやゲームを通じて楽しく交流されている高齢者の笑顔や仕草が印象的でありました。なお、2日から4日まで台風6号の影響により予定されていた会議等は全て中止、延期、書面議決となりました。

以上で、町長の政務報告を終わらせていただきます。

引き続き、報告を4件させていただきます。

報告第1号。報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。令和7年度木城町一

般会計予算に係る繰越明許費は、別紙、繰越明許費、繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第2号。報告第2号は、繰越計算書についてであります。令和7年度木城町簡易水道事業会計予算に係る繰越額は、別紙、繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越しをしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号。報告第3号は、繰越計算書についてであります。令和7年度木城町下水道事業会計予算に係る繰越額は、別紙、繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越しをしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

最後に、報告第4号。報告第4号は、法人の経営状況を説明する書類についてであります。地方自治法の規定により、町の出資法人であります有限会社グリーンサービス・コスモスの第23期経営状況を報告いたします。

有限会社グリーンサービス・コスモスは、平成24年度から完全に営農部門を廃止し、本来の目的でありました遊休農地の発生防止と解消を目的に、農作業受託主体に切替え、経営改善に取り組んでいるところであり、前年度と比較しますと、受託件数は22件増加し、受託面積も12.73ヘクタール増加しております。

今後も、農家数の減少や高齢化に伴い、営農の継続が難しい農地が増加すると予想されますので、将来に向けて農地をしっかりと守っていくためにも、積極的に農作業受託の増加に努めていく必要があると考えております。

それでは経営内容についてご説明いたします。あらかじめ配付させていただいておりますお手元の資料5ページをご覧ください。

初めに、損益計算書での決算状況を報告いたします。

損益計算であります。売上高は1,455万1,695円で、それに対します売上原価は730万6,440円となっており、差引きの売上総利益は724万5,255円であります。その額から販売費及び一般管理費の1,325万5,814円を差し引いた後の601万559円が営業損失となります。

一方、営業外収益は、町の運営補助金や受取家賃、雑収入等で789万9,175円、また、営業外費用はありませんが、経常利益は188万8,616円となっております。

また、特別利益の固定資産売却益9万5,400円を加えた税引前当期純利益は198万4,016円となっております。その額から法人税、住民税及び事業税の53万160円を差し引きました第23期の当期純利益は145万3,852円となっております。

4ページに戻っていただきたいと思います。

4ページに戻っていただきまして、資産の状況でございますが、資本金9,917万円のうち、

第23期の決算時点で繰越利益剰余金はマイナスの5,172万6,057円となっており、差し引きますと純資産としましては、4,744万3,943円となっております。

繰越利益剰余金につきましては、昨年比で145万3,852円マイナスの額を圧縮しており、集約が進む中での受託額の維持を考えますと、経営状況についても少しずつではありますが改善してきていると判断をしておりますが、依然として厳しい状況にあることに変わりはありません。

15ページをお開きください。

15ページであります。次に、参考資料によります年度別決算状況及び各部門の収入状況を報告させていただきます。

年度別決算状況及び参考の折れ線グラフを見ていただきますと、売上高は、対前年比145万円増の1,455万1,000円となっております。

経常利益は令和6年度の319万5,000円に対し、令和7年度は188万8,000円で130万7,000円の減となっております。売上高は増となりましたが、経常利益が減になった理由としては、農作業受託収入増を上回る売上原価及び一般管理費の増加があったためであります。

売上原価は、令和7年度に購入いたしました中古ダンプの原価償却費等によるもので、対前年比160万4,000円増の730万6,000円。

一般管理費は給料改定による人件費等の増により、対前年比125万6,000円増の1,325万5,000円となっております。

16ページをお開きください。

次に、受託作業の実績であります。前年度と比較しますと、受託件数では22件増の639件、受託面積は12.73ヘクタール増の187ヘクタールとなっており、対前年比は件数で3.4%の増、面積では6.7%増と、昨年に引き続き、受託面積は増加傾向にあります。これは、営農部門を完全に廃止し、受託作業に特化した平成24年度と比較しますと、件数で193件、43.2%の増加、面積で57.88ヘクタール、44.6%の増加となっております。

9ページに戻っていただきたいと思います。

9ページであります。令和8年度の事業計画でございますが、前年度実績と比較しますと、受託作業件数は51件増の690件、面積は2.3ヘクタール増の202.3ヘクタールの計画となっております。なお、参考資料の17ページ以降は、事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算の前年度との比較となっておりますが、内容はここまでご説明したとおりでございますので、説明は省略させていただきます。有限会社グリーンサービス・コスモスの経営に関しましては、本来であれば、受託収入で必要な経費を賄うのが理想であります。経費が割高となる山間部の形状の悪い土地や、兼業農家などの小規模面積の農地などの作業受託を積極的に行って

いることから、今後も厳しい経営状況が続くものと考えております。

したがいまして、町といたしましては、今後も運営補助による財政支援を考えております。また、この条件不利地域におきましては、他の農作業受託組織に積極的な受託を行わせることは難しく、民間事業者との競合性は低いことや、農業者の高齢化、兼業農家の負担軽減、耕作放棄地の解消などにつながることから、有限会社グリーンサービス・コスモスは高い公益性のある組織として、木城町にはなくてはならないものだとの確信をいたしております。

町といたしましては、有限会社グリーンサービス・コスモスには引き続きコスト意識を高め、作業の効率化などに取り組んでいただき、利用者に信頼され、また地域に役立つ会社となるよう努力を求めてまいります。

今後も議員各位のご理解を賜り、ご指導、ご助言をお願い申し上げまして、終わりたいと思います。

以上で、報告第1号から報告第4号までの報告を終わらせていただきます。

○議長（眞鍋 博） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

報告第4号については、慣例により質疑を行います。

報告第4号法人の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

報告第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号に対する質疑を終わります。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第30号

日程第5. 議案第31号

日程第6. 議案第32号

日程第7. 議案第33号

日程第8. 議案第34号

日程第9. 議案第35号

日程第10. 議案第36号

日程第11. 議案第37号

日程第12. 議案第38号

日程第13. 議案第39号

日程第14. 議案第40号

日程第 15. 議案第 41 号

日程第 16. 議案第 42 号

日程第 17. 議案第 43 号

日程第 18. 議案第 44 号

日程第 19. 議案第 45 号

日程第 20. 議案第 46 号

日程第 21. 議案第 47 号

○議長（眞鍋 博） 日程第 4、議案上程を行います。

提出されました日程第 4、議案第 30 号から、日程第 21、議案第 47 号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第 30 号から議案第 47 号に至る 18 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに議案第 30 号。議案第 30 号は、木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

総務省より、令和 8 年 3 月 30 日付で地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言がありましたので、本町において関係する木城町印鑑条例の一部を改正するものであります。

内容は、印鑑登録制度は住民基本台帳に記録されている住民を対象としており、外国人住民が不利益を受けないようにするための改正になります。

次に、議案第 31 号。議案第 31 号は、木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙執行地方公共団体委託費における単価等が改定され、選挙運動用のビラ、ポスターの作成単価についても改定されました。これまで、木城町議会議員及び木城町長の選挙運動に係る公費負担につきましては、国の公費負担単価に準じていることから、同様に作成に係る単価を改正するものであります。

次に、議案第 32 号。議案第 32 号は、木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例に定める審議会委員につきまして、より効率的かつ専門的な運営を図るため、適正な委員数に変更するとともに、併せて構成委員に知識、経験の豊富な専門家を加えることで、客観的かつ透明性の高い委員構成にするものであります。

次に、議案第 33 号。議案第 33 号は、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

県内の各市町村国保では、保険税水準の県内統一に向けて、保険税の算定方式から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式へ移行する計画が進められています。本町におきましても、令和6年度から3年間をかけて資産割の税率を徐々に減らし、令和9年度から、保険税算定方式を3方式へ移行することを計画的に進めています。

今回、令和8年度第1回木城町国民健康保険運営協議会において、令和8年度の税率改正についてご審議、ご決定をいただきましたので、本条例の一部改正を提案するものであります。

次に、議案第34号。議案第34号は、令和8年度木城町一般会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、新規職員の採用並びに人事異動に伴います人件費への対応、また、国の社会資本整備総合交付金を活用した池田住宅解体工事の実施、そして、次世代を担う農業者の育成確保に向けた新規就農者育成総合対策補助金等の予算措置を講じるため、予算の総額に歳入歳出それぞれ8,976万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ60億3,872万1,000円にするものであります。

歳入の主なものは、町債増額3,050万円、繰入金増額3,000万円、町税増額1,793万8,000円、県支出金増額634万2,000円、諸収入増額493万3,000円等であります。

歳出の主なものは、教育費増額2,579万9,000円、土木費増額2,473万7,000円、衛生費増額1,844万4,000円、農林水産業費増額1,492万9,000円、総務費増額950万1,000円等であります。

次に、議案第35号。議案第35号は、令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ263万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億9,236万2,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額263万8,000円であります。

歳出は、総務費減額263万8,000円、予備費減額327万5,000円、国民健康保険事業費納付金増額327万5,000円であります。予算の総額をそれぞれ6億9,236万2,000円にするものであります。

次に、議案第36号。議案第36号は、令和8年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、保険事業勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ681万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億3,818万2,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額 6 8 1 万 8, 0 0 0 円であります。

歳出は、総務費減額 6 8 1 万 8, 0 0 0 円であります。

議案第 3 7 号。議案第 3 7 号は、令和 8 年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

補正予算（第 1 号）は、収益的支出のうち、職員の異動に伴う人件費として、営業費用 3 0 万 7, 0 0 0 円を増額し、収益的支出の総額を 1 億 4, 8 7 4 万円にするものであります。

次に、議案第 3 8 号。議案第 3 8 号は、令和 8 年度木城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

補正予算（第 1 号）は、収益的支出のうち、職員の人事異動に伴う人件費として営業費用 2 4 万 2, 0 0 0 円を減額し、収益的支出の総額を 1 億 8, 6 3 2 万 8, 0 0 0 円にするものであります。

次に、議案第 3 9 号。議案第 3 9 号は、令和 7 年度木城町一般会計歳計剰余金の処分についてであります。

令和 6 年度木城町一般会計予算から令和 7 年度に繰り越しました川原自然公園交流拠点施設整備事業について基金への積み戻しを行うため、令和 7 年度木城町一般会計歳計剰余金の一部を公共施設等整備基金に 4 億 3, 0 0 0 万円、財政調整基金に 2 億 5, 5 0 0 万円編入するもので、地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 4 0 号。議案第 4 0 号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本町の山間地域に位置する石河内地区については、地域における公共施設の総合的かつ計画的な整備を推進するために、財政上有利な措置を受ける条件を満たすため、令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 年間の総合整備計画を昨年度に策定したところです。今回、辺地対策事業債を利用して石河内総合福祉センターの LED 化工事を施工するに当たり、総合整備計画の変更が必要となりましたので、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 4 1 号から議案第 4 7 号につきましては、一括して提案理由を申し上げさせていただきます。

議案第 4 1 号から議案第 4 7 号は、農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会等に関する法律において農業委員会委員の任命については、議会の同意を得て任命することになっております。

議案第 4 1 号、亀長亜由美氏、議案第 4 2 号、川原良一氏、議案第 4 3 号、久保一美氏、議案第 4 4 号、黒木清澄氏、議案第 4 5 号、後藤ミホ氏、議案第 4 6 号、曾我広氏、議案第 4 7 号、西哲郎氏をそれぞれ農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項

の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同を賜りまして、可決、同意をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（眞鍋 博） 町長の提案理由説明が終わりました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前9時50分休憩

午前10時00分再開

○議長（眞鍋 博） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22．委員会付託の省略

○議長（眞鍋 博） 日程第22、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第41号から議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第47号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第23．議案に対する質疑

○議長（眞鍋 博） 日程第23、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第30号から議案第47号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第30号から議案第40号に至る議案については、総括質疑といたします。

次に、委員会の付託を省略することに決定いたしました議案第41号から議案第47号に至る議案についての質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

まず、議案第30号木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第30号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第３１号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３２号木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第３２号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３３号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第３３号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３４号令和８年度木城町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案第３４号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３５号令和８年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案第３５号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３６号令和８年度木城町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案第３６号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３７号令和８年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案第３７号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号令和8年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第38号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号令和7年度木城町一般会計歳計剰余金の処分についてを議題といたします。

議案第39号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

議案第40号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第30号から議案第40号に対する総括質疑は終わります。

次に、議案第41号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第43号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第44号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第45号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第46号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第47号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第41号から議案第47号に対する質疑を終わります。

日程第24. 各常任委員会議案審査付託

○議長（眞鍋 博） 日程第24、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第3回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第40号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第25. 散会

○議長（眞鍋 博） 日程第25、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日6日から7日までは休会。8日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっております。

本日は、これで散会といたします。

議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時10分散会
